（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

第四節　特定養殖共済

（特定かき養殖業の基準）

第七十一条の三　令第十八条の四の農林水産省令で定める基準は、過去五年間におけるその組合員の養殖するかきの生産量のおおむね全量につき漁獲金額等の認定基準等に関する省令（昭和三十九年農林省令第四十四号）第三条に規定する資料の提供の協力が得られるものとして農林水産大臣が指定する漁業協同組合の組合員であり、かつ、当該組合員の養殖するかきの生産量の全量を当該漁業協同組合において把握できることが確実であると見込まれることとする。

（区域内特定養殖業者の要件の特例）

第七十一条の四　都道府県知事は、法第百二十五条の六第一項の規定により定められた区域に係る特定養殖業組合（令第十八条の五第一項に規定する特定養殖業組合をいう。以下この条において同じ。）の水産業協同組合法第十八条第一項第一号の定款で定める日数（以下この条において単に「定款で定める日数」という。）が九十日と異なるときは、当該定款で定める日数（当該区域が令第十八条の五第一項ただし書又は第三項の規定により定められた場合であつて当該区域に係る特定養殖業組合のいずれかの定款で定める日数が他の当該特定養殖業組合の定款で定める日数と異なるときは、それぞれの特定養殖業組合の定款で定める日数、区域内特定養殖業者となるべき者の数その他当該区域における特定養殖業の事情を勘案して定める日数）を令第十八条の六第一号の規定により当該区域につき定める日数とすることができる。

（準用）

第七十一条の五　第四十六条及び第四十七条の規定は、法第百二十五条の六第一項の規定による区域内特定養殖業者の同意について準用する。この場合において、第四十六条第一項第二号及び第四十七条第二号中「法第百五条第一項第一号ロの規定により定める一定の水域又は区域」とあるのは、「法第百二十五条の六第一項の規定により定める一定の区域」と読み替えるものとする。

（共済責任期間）

第七十一条の六　特定養殖共済の共済責任期間は、当該種類の特定養殖業に係る標準的な経営における養殖時期の全てを含むように定めなければならない。ただし、都道府県知事が法第百二十五条の六第一項の規定により定める一定の区域において周年操業をする同一の種類の特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間の開始日を統一するため、当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間の開始日の変更をする必要が生じた場合には、当該変更をする日の一年前の日を共済責任期間に含む共済契約に係る共済責任期間の終了日の翌日から当該変更をする日の前日までの期間を当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間とすることができる。

（共済限度額の算定に用いる組合が定める金額に係る一定年間）

第七十一条の七　令第十八条の七の農林水産省令で定める一定年間は、当該共済契約に係る被共済資格者（法第百二十五条の三第一項の被共済資格者をいう。以下この節において同じ。）の営む当該特定養殖業の養殖に係るもの及び当該被共済資格者と当該特定養殖業に関し近似する事情の存する当該特定養殖業に係る特定養殖共済の他の被共済資格者（以下この条において「近似被共済資格者」という。）の営む当該特定養殖業の養殖に係るもののいずれについても、五年間（令第十八条の七に規定する期間のうちに当該被共済資格者又は近似被共済資格者の営む当該特定養殖業に係る非操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の養殖が行われなかつた年をいう。以下同じ。）又は異常操業年（被共済資格者の営む当該特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法が当該共済契約に係る特定養殖業の基本的な養殖の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。以下同じ。）があるときは、これらを除いた期間）とする。